

白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、白百合女子大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為等の防止、および不正行為等が発生した場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 「研究活動」とは、研究計画の立案、実施、成果発表および評価等、研究に関するすべての活動のこと。
- (2) 「研究費」とは、科学研究助成事業を含む政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等から配分される競争的資金および受託研究費、ならびに本学の責任において管理されるべき資金のこと。
- (3) 「不正行為等」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、または盗用、およびそれら以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者倫理からの逸脱の程度が著しいもの。また、研究費を本来の用途以外に使用すること、虚偽の請求により研究費を使用すること、その他法令等に違反して研究費を使用すること、および本学の規定に違反して研究費を使用すること、または研究費の使用にあたって必要な手続を欠く等の不適切な使用等、研究費の不正使用等もこれに含む。
- (4) 「研究者等」とは、本学において研究活動を行う教職員、研究員、学生等、本学において研究を行うすべての者（研究費または本学の施設・設備を利用して研究活動を行う者を含む）のこと。
- (5) 「配分機関等」とは、前2号の研究費を配分する政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等のこと。
- (6) 「部長等」とは、大学組織における各部局の長、すなわち、教育研究組織における研究科長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館長、付属施設長、および事務組織における部長等をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為等やその他不適切行為は行ってはならず、それら不正行為等の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究活動に係る法令等および研究者倫理に関する研修等を定期的に受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(研究者等の意識向上)

第4条 研究活動に関わるすべての構成員に、研究倫理を遵守する必要があることを理解させ、不正行為等防止への意識の浸透を図るため、定期的に研究倫理教育を実施する。

- 2 研究倫理教育の実施に際しては、構成員の受講状況および理解度について把握する。

第2章 不正防止等の体制

(最高管理責任者)

- 第5条 本学に、本学全体を統括し、研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の管理運営について最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者は、本学学長をもってあてる。
 - 3 最高管理責任者は、本学の基本方針を策定し、必要な措置を講じる。
 - 4 最高管理責任者は、第6条および第7条に定める統括管理責任者および研究倫理教育推進責任者が、責任を持って研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の管理運営が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第6条 本学に、最高責任者を補佐し、研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の管理運営について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者は、副学長の中から学長が指名した者をもってあてる。
 - 3 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の管理運営の組織的体制を統括する責任者であり、組織全体の不正防止対策および研究倫理教育を実施し、最高管理責任者に報告する。

(研究倫理教育推進責任者)

- 第7条 本学に、研究活動上の不正行為等の防止と、研究倫理教育の向上のため、実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育推進責任者を置く。
- 2 研究倫理教育推進責任者は、研究科長、学部長、全学教養教育連絡会議主事、図書館長、事務局長、総務部長をもってあてる。
 - 3 研究倫理教育推進責任者は、統括管理責任者の指示に基づき、次の各号に掲げることを行う。
 - (1) 自己の管理監督または指導する各部門における不正防止対策の実施を統括し、その実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、各部門において研究活動に関わるすべての構成員に対して定期的に行う研究倫理教育を統括する。
 - (3) 自己の管理監督または指導する各部門における研究費等の執行、および管理責任を統括する。

第3章 告発等の受付

(告発等の受付窓口)

- 第8条 研究活動上の不正行為等について、本学内外からの告発等を受け付ける窓口を事務局長室に置き、学内外にその名称、場所、連絡先、受付方法を公表する。

(告発等の受付体制)

- 第9条 研究活動上の不正行為等の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール、面談等により受付窓口に対して告発を行うことができる。
- 2 告発等を受け付ける者は、当該事案との利害関係を持たない者でなければならない。
 - 3 告発は、原則として頭名により行われ、不正行為等を行ったとする研究者の氏名、または研究グループの名称、研究活動上の不正行為等の様態等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的

理由が明示されているもののみを受け付ける。

- 4 受付窓口は、前項にかかわらず、匿名による告発等について、必要と認める場合には、統括管理責任者と協議の上、これを顕名の告発等に準じて受け付けることができる。
- 5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為等の疑いが指摘された場合（不正行為等を行ったとする研究者の氏名、または研究グループの名称、研究活動上の不正行為等の様態等、事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が明示されている場合に限る）、統括管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。
- 6 受付窓口は、告発等を受付けた場合、当該告発等の内容を確認後、速やかに最高管理責任者へ報告し、その指示に従う。

（悪意に基づく告発等）

- 第10条 何人も、悪意に基づく告発等を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発等とは、被告発者等を陥れるためまたは被告発者等の研究を妨害するため等、専ら被告発者等に何等かの不利益を与えること、または被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発等をいう。
- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項の処分が課されたときは、当該事案に係る配分機関および関係省庁に対して、その措置内容等を通知する。

第4章 関係者の取扱い

（秘密保護義務）

- 第11条 この規程に定める業務に従事するすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 2 統括管理責任者は、告発者等、被告発者等、告発等の内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者等および被告発者等の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 統括管理責任者は、当該告発等に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者等および被告発者等の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者等または被告発者等の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 統括管理責任者およびその関係者は、告発者等、被告発者等、調査協力者または関係者等に連絡または通知をするときは、告発者等、被告発者等、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

（告発者等の保護）

- 第12条 部局長等は、告発等を行ったことを理由とする当該告発者等の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 本学に所属するすべての者は、告発等を行ったことを理由として、当該告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 最高責任者は、告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則およびその他の関連諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
 - 4 最高責任者は、第11条による悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発等を行ったことを理由に当該告発者等に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者等に不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者等の保護)

第13条 本学に所属するすべての者は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、当該被告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 最高責任者は、相当な理由なしに、被告発者等に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則およびその他の関連諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 最高責任者は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、当該被告発者等の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者等に不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 事案の調査

(予備調査)

第14条 最高管理責任者は、第10条に定める告発等があった場合、または最高管理責任者がその他相当の理由により予備調査の必要があると認めた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者によって構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 研究倫理教育推進責任者の中より若干名
 - (3) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 3 予備調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもってあてる。
- 4 予備調査委員会は、告発等された不正行為等が行われた可能性、告発等の際に示された科学的理由の論理性、告発等の内容の合理性、本調査における調査可能性等について予備調査を行い、その調査結果を最高管理責任者に報告する。
- 5 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 6 予備調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、本調査の証拠となり得る資料および関係書類等を保全する措置をとることができる。
- 7 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発について予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯および事情を含め、不正行為等の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 8 最高管理責任者は、予備調査委員会による調査結果の報告に基づき、告発を受け付けた日または予備調査を指示した日から起算して30日以内に、本調査の要否を決定しなければならない。
- 9 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定したときは、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、配分機関等や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 10 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときは、告発者および被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。あわせて当該事案に係る配分機関および関係省庁に対して、本調査を行う旨(調査方針、調査対象、調査方法等)を報告するものとする。
- 11 予備調査委員会の事務は、事務局長室が行う。

(本調査)

第15条 最高管理責任者は、前条第8項により本調査の実施を決定したときは、速やかに調査委員会を設置し、調査を開始させなければならない。

- 2 調査委員会は、調査委員の過半数を本学に属さない外部有識者で構成するものとし、すべての委員

は、告発者および被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者によって構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 研究倫理教育推進責任者の中より最高管理責任者が指名した者
 - (3) 弁護士
 - (4) その他最高管理責任者が必要と認めた者
- 4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもってあてる。
- 5 調査委員会の事務は、事務局長室が行う。

(本調査の通知)

- 第16条 最高管理責任者は、調査委員会委員の氏名および所属を、告発者および被告発者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、最高管理責任者に対して書面により調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 最高管理責任者は、前項による異議申立てがあった場合、当該異議申立ての内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第17条 調査委員会は、本調査の実施決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとし、不正行為等の有無およびその内容、関与した者およびその関与の程度、不正使用の相当額等についての本調査を行う。
- 2 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により本調査を行うものとする。
 - 3 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 4 告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。
 - 5 本学以外の機関において調査が行われる場合、本学は当該機関に協力を要請する。また、本学が他の機関より同様の調査協力を求められた場合は、誠実に協力するものとする。
 - 6 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関等の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査等に協力するものとする。
 - 7 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。
 - 8 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る関係書類等を保全する措置をとるものとする。告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でない場合、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る資料およびその他関係書類等を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。このような場合を除き、調査委員会は被告発者の研究活動を制限してはならない。
 - 9 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮するものとする。

(本調査の中間報告)

- 第18条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに

認定し、配分機関等に報告するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第19条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続に則って行われたこと、ならびに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定)

第20条 調査委員会は、本調査の開始から150日以内に、各号に掲げる事項について事実認定を行い、最高管理責任者に報告する。

(1) 不正行為等が行われたか否か。

(2) 不正行為等と認定された場合は、その内容および悪質性、不正行為等に関与した者とその関与の度合、不正使用の相当額、不正行為等と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項。

(3) 不正行為等が行われなかったと認定された場合は、調査を通じて告発が悪意に基づくものであったか否か。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、告発者からの説明および前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為等か否かの認定を行うものとし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為等を認定することはできない。

4 調査委員会は、第1項第3号の認定に当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為等であることの疑いを覆すことができないときは、不正行為等と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為等であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、災害等、その責によらない理由により、証拠の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合にはこの限りではない。

(調査結果の通知および報告)

第21条 最高管理責任者は、調査結果（認定を含む。）を速やかに告発者、被告発者および被告発者以外で不正行為等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも調査結果を通知する。

2 最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る配分機関および関係省庁に報告するものとする。

3 最高管理責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第22条 不正行為等が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、最高管理責任者に対して書面により不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、

同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により不服申立てができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員の交代もしくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査させるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 前項に定める新たな調査委員会は、第16条に準じて最高管理責任者が指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことをあわせて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 7 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関および関係省庁に対しても通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第23条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 再調査を開始した場合には、その開始日から起算して50日以内に、本調査の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、本条第2項または第3項の報告に基づき、速やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為等に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る配分機関および関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第24条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為等が行われたとの認定がなされた場合、または悪意に基づく告発と認定された場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 前項により公表する内容は、不正行為等に関与した者の氏名・所属および不正の内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法および手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為等があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為等に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

- 4 研究活動上の不正行為等が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合、または論文等に故意若しくは研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為等がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわかまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法および手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法および手順等を公表する。

第7章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

- 第25条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 最高管理責任者は、配分機関等から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第26条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為等に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為等が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第27条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為等と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に、勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第28条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為等が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後、または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為等を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第29条 最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為等が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為等に関与した者に対して、法令、就業規則およびその他関連諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正行為等に関与した取引業者に対して、取引停止等の処分を課すものとする。
- 3 最高管理責任者は、本条の処分が課されたときは、該当する配分機関および関係省庁に対して、その処分内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第30条 調査委員会は、本調査の結果、研究上の不正行為等が行われたと認定された場合には、最高管理責任者に対し、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとることを勧告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の勧告に基づき、関係する部局長に対し、是正措置等をとることを命ずる。また、必要に応じて、本学全体における是正措置等をとるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する配分機関および関係省庁に対して報告するものとする。

第8章 その他

(雑則)

- 第31条 この規程に定めのないもののほか、この規程を施行する際に必要な事項は、関係法令等および学内規程に基づき、最高管理責任者が決定するものとする。

(改廃)

- 第32条 本規程の改廃は、最高管理責任者が行う。

- 附則 本規程は、2017年（平成29年）4月1日より施行する。
本規程は、2019年（平成31年）4月1日より施行する。